

資料5「施設管理の詳細」

- 1 年間施設維持管理スケジュール（令和6年度分）
- 2 図書館メールカー運行委託
- 3 地域図書館等建物警備委託
- 4 自家用電気工作物保守点検業務委託仕様書
- 5 中央図書館ライブラリー・ディテクション・システム保守点検委託
- 6 ガス冷暖房装置（GHP）保守点検業務委託仕様書
- 7 小型吸収式冷温水発生機等保守点検業務委託仕様書
- 8 上高田図書館小型吸収式冷温水発生機等保守点検業務委託
- 9 地域図書館昇降機設備保守点検業務委託
- 10 地域図書館の日常清掃業務委託
- 11 地域図書館消防設備保守点検業務委託
- 12 野方図書館空調機器保守点検業務委託
- 13 中野区立図書館廃棄物処理委託（単価契約）
- 14 区立上高田図書館等の自動ドア定期保守点検業務委託
- 15 地域図書館の定期清掃・消毒業務委託
- 16 16ミリ映写機点検委託
- 17 江古田図書館他4館の樹木剪定

※ 次ページ以降、仕様書を添付する。

なお、各仕様書中、一般共通事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 『建築保全業務
共通仕様書・最新版』、 消防設備保守点検仕様書の一般共通事項については、消防法施行規則に基づ
いて出された 『点検要領等にかかる通知』を準用するため添付を省略する

【令和6年度 年間施設維持管理スケジュール】

No	業務名	対象館	実施回数	特記事項	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	地域図書館警備	野方	年間															
		江古田	年間															
		南台	年間															
		上高田	年間															
2	自家用保守点検	野方	年12回	うち年次点検1回	26(金)	31(金)	28(金)	26(金)	30(金)	27 (金)	25(金)	年11(月)	27(金)	31(金)	28(金)	28(金)		
		上高田	年6回	うち年次点検1回					年12(木)		29(金)							
3	消防設備保守点検	野方	年2回	うち総合点検1回			28(金)						27(金)総合					
		江古田	年2回	うち総合点検1回														
		南台	年2回	うち総合点検1回			26(金)					31(金)総合						
		上高田	年2回	うち総合点検1回														
4	ライブラリー・ディテクション・システム保守点検	中央	1回													28 (金)		
5	ガス冷暖房装置 (GHP)保守点検	野方	1回				28(金)											
6	空調機器保守	野方	年4回		26(金)				30(金)		25(金)			31(金)				
7	小型吸収式冷温水発生機等保守点検	南台	年4回						30(金)							28(金)		
		江古田	年4回															
		上高田	年4回					26(金)						31(金)				
8	冷暖房設備保守点検	鷺宮	年4回				28 (金)		30 (金)					31(金)				
9	昇降機設備保守	野方	年12回		26(金)	31(金)	定28(金)	定26(金)	30(金)	27(金)	25(金)	29(金)	27(金)	31(金)	28(金)	28(金)		
		南台	年12回					定27(金)										
		江古田	年12回				28(金)	26(金)										
		上高田	年12回					27(金)		定29(金)								
10	産業廃棄物処理	野方	週2回															
		南台	週2回															
		鷺宮	週2回															
		江古田	週2回															
		上高田	週2回															
11	自動ドア定期保守点検	南台	年2回				28(金)						27(金)					
		江古田	年2回															
12	自動ドア定期保守点検	野方	年2回				28(金)						27(金)					
		江古田	年2回															
		上高田	年2回															
13	地域図書館清掃業務	南台	年4回	定期清掃			13(木)				12(木)			12(木)			13(木)	
			年2回	消毒			9(木)						14(木)					
			週3回	日常清掃														
		野方	年4回	定期清掃			13(月)			13(火)			11(月)			10(月)		
			年2回	消毒	8(月)							15(火)						
			週3回	日常清掃														
		江古田	年4回	定期清掃				10(月)				9(月)			9(月)			10(月)
			年2回	消毒	8(月)								15(火)					
			週3回	日常清掃														
		上高田	年4回	定期清掃	11(木)				11(木)				10(木)			9(木)		
			年2回															

2 図書館メールカー運行委託

1 委託契約内容

- (1) 図書(リサイクル本・購入本・返却本・寄贈本・保管転換本・その他の本)、視聴覚資料(CD・カセット・ビデオテープ)、視聴覚機材(16ミリ映写機等)、図書館用品(紙芝居などを含む業務用用品)、庁内交換便(事務用書類)を、指定場所に運搬する。
 - (2) 16ミリフィルム、団体貸出本、録音図書テープ等を、指定場所に運搬する。
 - (3) 図書(相互貸借本=都立便)を東京都立中央図書館に運搬する。
 - (4) 年末年始休業期間中(指定した日)に、中野区役所、中野駅南口、東中野駅西口に設置する図書返却箱(ブックポスト)から図書を回収し、期間中、受託者において回収図書を保管する。
なお、回収時刻等は予め中央図書館長の指示に従うこと。
 - (5) 中野区役所、中野駅南口、東中野駅西口に設置する図書返却箱(ブックポスト)の清掃作業を適宜行う。
 - (6) 中野区立各図書館から排出される古紙等の廃棄物の処理を定期的(原則 各図書館 月1回)に行う。
 - (7) その他中央図書館長が指定する臨時業務を行う。
- ★ 学校図書館への配送便_週1回定期配送

2 運行日

中央図書館長が指定する日(別紙「運行体制」、「運行予定表」のとおり)。

- ★ 別紙「運航体制」、「運航予定表」添付省略

3 運行時間

午前8時30分から午後5時00分までとする。

なお、年末年始休業期間等特に指定する日は、この限りでない。

4 運行対象施設

- (1) 区立図書館(中央図書館・野方図書館・南台図書館・鷺宮図書館・江古田図書館・上高田図書館・中野東図書館)
 - (2) 中央図書館分室(みなみの小学校・美鳩小学校・中野第一小学校)
 - (3) ブックポスト(中野区役所・中野駅南口・東中野駅西口)
 - (4) 区立施設(小中学校、区民活動センターなど)
 - (5) 中野郵便局
 - (6) 東京都立中央図書館
 - (7) その他(中央図書館長が指定する施設又は場所)
- ★ 図書サービスポイント等の検討により、対象施設が増える場合がある。

5 運行経路及び運行回数

運行経路及び運行回数は次のとおりとする。

ただし、本運行経路に記載のない施設への基本業務又は臨時業務がある日（運行日は中央図書館長が指定する。）は、当該施設を運行経路に組み込み、効率的に実施すること。

また、業務内容において、1回の巡回で運搬物が使用車両に積載できない場合は、運行経路の変更を行い中央図書館に帰館し、再積載して巡回すること。

なお、運行日のうち、南台・鷺宮・上高田・中野東図書館が休館日にあたる日は当該館を、中野区の休日を定める条例(平成元年中野区条例第2号)第1条第1項に規定する休日にあたる日は中野区役所を、それぞれ除くものとする。

(1) 基本運行日（車両A1台により運行）

【車両A】

① 午前便

中野駅南口ブックポスト→「中央」→「中野区役所」→「南台」→「中野東」→東中野駅西口ブックポスト→「上高田」→「江古田」→「鷺宮」→「美鳩小」→「野方」→「中野区役所（区役所ブックポスト含）」→「中央」

② 午後便

「中央」→「中野区役所」→「南台」→「みなみの小」→「中野第一小」→「中野東」→東中野駅西口ブックポスト→「上高田」→「江古田」→「鷺宮」→「野方」→「中野区役所（区役所ブックポスト含）」→中野駅南口ブックポスト→「中央」

(2) 中央休館日翌日の特別運行日（車両A・車両Bの計2台により運行）

【車両A】

① 午前便

「中央」→「南台」→「中野東」→「上高田」→「江古田」→「鷺宮」→「美鳩小」→「野方」→「中野区役所」→「中央」

② 午後便

「中央」→「南台」→「みなみの小」→「中野第一小」→「中野東」→「上高田」→「江古田」→「鷺宮」→「野方」→「中野区役所」→「中央」

【車両B】

① 午前便

「中野区役所（区役所ブックポスト含）」→中野駅南口ブックポスト→「中央」→「上高田」→「江古田」→「鷺宮」→「野方」→「南台」→東中野駅西口ブックポスト→「中央」

② 午後便

「中央」→「上高田」→「江古田」→「鷺宮」→「野方」→「南台」→「中野東」→東中野駅西口ブックポスト→「中野区役所（区役所ブックポスト含）」→中野駅南口ブックポスト→「中央」

(3) 中央休館日の特別運行日（車両C 1 台により運行）

【車両C】

① 午前便

東中野駅西口ブックポスト→「中野区役所（区役所ブックポスト含）」→
「中野駅南口ブックポスト」→受託者保管

② 午後便

午前便と同コース

【車両C】（車両C 1 台により運行）

「中央」→「東京都立中央図書館」→「中央」

(4) 年末年始運行日（車両C 1 台により運行）

【車両C】（車両C 1 台により運行）

「中野区役所ブックポスト」→「中野駅南口ブックポスト」→「中央」

6 作業員

車両 1 台あたり作業員 2 名（運転手を含む）以上とする。

ただし、特別運行日（中央図書館長が指定する日）、別途中央図書館長が定める日、車両Cの作業員は、この限りでない。

7 使用車両

(1) 使用車両は積載量 1 トン程度のワゴンタイプとする。また、各々の車両の荷物室内には、配送物を区分けするスペースを確保すること。

(2) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、①本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号)他、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。また、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成 4 年法律第 70 号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。

②区が取り組みを進めている電気自動車等の導入の趣旨に基づき、環境負荷の少ない自動車（電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリット車、ハイブリット車）の利用に努めること。

8 単価の種類と運行予定日数

本契約は、運行内容別による 1 日あたりの単価を設定する単価契約とする。

9 契約の期間

本契約の委託期間は、令和 年 4 月 1 日から令和 年 3 月 31 日までとする。

10 その他

- (1) メールカーには、「中野区立図書館メールカー」の表示を施すこと。
- (2) 作業員には、受託者所定の制服(上着)・胸章(氏名・受託者)を着装させること。
- (3) 作業員は、1日の運行出発時に中央図書館事務室にて確認印を、各運行場所で受領印又はサインを徴収し、1日の運行終了後、中央図書館所定の運行日誌により、速やかに中央図書館長に報告すること。
- (4) 作業員は、事故発生時や配送遅延の時は、速やかに中央図書館長に電話等で報告すること。
- (5) 事故の処理にあたって受託者は、その責任において、早急に解決を図ること。また、処理の過程及び解決の結果を、中央図書館長へ文書で報告すること。
- (6) 運行時間外には、メールカーを中央図書館に駐車しないこと。
- (7) その他、仕様書に定めのない事項及び疑義のある場合は、中央図書館長と受託者の双方で協議のうえ決定すること。

【参考】 中野区立図書館等所在地一覧表

(1) 中央図書館	中野区中 野 2-9-7	TEL(5340)5070
(2) 野方図書館	中野区野 方 3-19-5	TEL(3389)0214
(3) 南台図書館	中野区南 台 3-26-18	TEL(3380)2661
(4) 鷺宮図書館	中野区鷺 宮 3-22-5	TEL(3337)1044
(5) 江古田図書館	中野区江古田 2-1-11	TEL(3319)9301
(6) 上高田図書館	中野区上高田 5-30-15	TEL(3319)5411
(7) 中野東図書館	中野区中 央 1-41-2	TEL(5937)3559
(8) みなみの小学校分室	中野区弥生町 4-27-11	TEL(3381)7261
(9) 美鳩小学校分室	中野区大和町 4-26-5	TEL(3330)8160
(10) 中野第一小学校分室	中野区本庁 3-16-1	TEL(3372)8501
(11) 中 野区役所	中野区中 野 4-11-19	TEL(3389)1111
(12) 中野駅南口ブックポスト	中野区中 野 5-31-1	TEL050(2016)1602
(13) 東中野駅西口ブックポスト	中野区東中野 4-1-12	TEL050(2016)1602

3 地域図書館等建物警備委託

1 件 名

地域図書館等建物警備委託

2 警備対象施設

- | | |
|-----------------|----------------|
| (1) 野方図書館 | 中野区野方 3-19-5 |
| (2) 南台図書館 | 中野区南台 3-26-18 |
| (3) 江古田図書館 | 中野区江古田 2-1-11 |
| (4) 上高田図書館及び児童館 | 中野区上高田 5-30-15 |

3 警備方法

ALSOK ガードシステム

4 警備時間

- | | |
|------------|--------------|
| (1) 各地域図書館 | |
| ア 館内整理日 | 17:15～翌08:30 |
| イ 休館日 | 08:30～翌08:30 |
| ウ 上記以外の日 | 20:15～翌08:30 |
| (2) 上高田児童館 | |
| ア 日曜日及び祝日 | 08:30～翌08:30 |
| イ 月・火・木・土 | 18:15～翌08:30 |
| ウ 水・金 | 19:15～翌08:30 |

※ 年末年始等

警報装置作動開始の信号を受けたときから、警報装置作動解除の信号を受けたときまでの時間とする。なお、上記の時間外で必要とする場合は、その都度協議のうえ実施する。

5 警備任務

- (1) 火災・盗難及び破損行為の拡大防止警備装置により異常事態が発生したことを確認するとともに、その拡大防止にあたること。
- (2) 事故確認時における関係先への通報連絡
- (3) 事故報告書の提出（警備実施期間中に事故が発生したとき、事故報告書を提出すること）

6 鍵の預託

警備実施に必要な鍵は相互に預託し、預託された鍵はそれぞれが厳重な取扱いと保管をなすものとする。

7 警報装置の保守点検

設置された警報装置の機械については、正常に作動するように保守点検を行うものとする。もし、故障の場合は直ちに修理を行うこと。

8 工事料

工事機械装置に伴う工事料は、請負者負担とする。

9 支払方法

毎月末日以降検査合格の上、正当な請求のあった日から30日以内に当該月分を支払う。

10 ディーゼル車規制

受託者は、本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、①都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)他、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。また、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

②区が取り組みを進めている電気自動車等の導入の趣旨に基づき、環境負荷の少ない自動車(電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリット車、ハイブリット車)の利用に努めること。

11 その他

この警備仕様書に定めのない実施上の事項については、別途協議のうえ実施する。

4 自家用電気工作物保守点検業務委託仕様書

1 件名

地域図書館自家用電気工作物保守点検業務委託

2 履行場所

- (1) 野方図書館 中野区野方 3-19-5
- (2) 上高田図書館 中野区上高田 5-30-15

3 点検回数及び点検実施日

(1) 月次点検

野方図書館 年間 12回

上高田図書館 年間 6回

※ 各館とも年間1回（月次点検と併せて実施することもできる）必要に応じて施設の点検、測定及び試験を行うものとする。

(2) 年次点検

(3) 臨時点検

※ (1)～(3)の点検実施日は、中央図書館長が別に定める日とする。

4 一般事項

- (1) 一般共通事項
- (2) 費用分担表
- (3) 写真撮影要領

5 設備機器概要

別紙-3 参照

6 点検項目

前記5の設備機器について、設備ごと共通仕様書(別紙—4)に基づき保守点検を行うこと。ただし、3年に1回の点検項目は、これを除くものとする。

★ 別紙4 添付省略

7 支払方法

毎月末日以降、検査合格の後、正当な請求のあった日から30日以内に当該月分を支払う。

8 その他

本仕様に定めのない事項及び疑義がある場合は、双方協議の上決定する。

1 野方図書館自家用電気工作物（屋外型キュービクル式）

受電方式 高圧 6,600V 受電
電気方式 動力回路 6,600V/210V
電灯回路 6,600V/210V/105V
変圧器容量 動力回路 三相 100KVA
電灯回路 単相 50KVA
設備容量 150KVA

(2) 上高田図書館自家用電気工作物（屋外型キュービクル式）

受電方式 高圧 6,600V 受電
電気方式 動力回路 6,600V/210V
電灯回路 6,600V/210V/105V
変圧器容量 動力回路 三相 50KVA
電灯回路 単相 50KVA
設備容量 100KVA

5 ガス冷暖房装置（GHP）保守点検業務委託仕様書

1 件名

地域図書館ガス冷暖房装置（GHP）保守点検業務委託

2 履行場所

野方図書館 中野区野方3－19－5

3 点検回数及び点検実施日

定期点検年1回（フルメンテナンス契約）

ただし、2機器のうち、5(2)の1台については、簡易点検とする。

実施日は、中央図書館長が別に定める日とする。

4 一般事項

- (1) 一般共通事項
- (2) 費用分担表
- (3) 写真撮影要領

5 機器概要

- (1) AXGP710E2ND 1台
- (2) AXGP560E1ND 1台（スポット簡易点検）

6 業務内容及び点検周期

前記5の設備機器について、保守点検業務を行うこと。

7 支払方法

検査合格の後、年度末に一括して支払う。

8 その他

本仕様に定めのない事項及び疑義がある場合は、双方協議の上決定する。

6 小型吸収式冷温水発生機等保守点検業務委託仕様書

1 件名

地域図書館小型吸収式冷温水発生機等保守点検業務委託

2 履行場所

- (1) 南台図書館 中野区南台 3-26-18
- (2) 江古田図書館 中野区江古田 2-1-11

3 点検回数及び点検実施日

定期点検各館とも年4回（詳細は、次項7のとおりとする。）
点検実施日は、中央図書館長が別に定める日とする。

4 一般事項

- (1) 一般共通事項
- (2) 費用分担表
- (3) 写真撮影要領

5 機器概要

別紙3参照

6 業務内容及び点検周期

前記5の設備機器について、共通仕様書(別紙—4)に基づき、保守点検業務を行うこと。

ただし、各館室内空調関連設備については、フィルター等の清掃を行うこと。

★ 別紙4添付省略

7 支払方法

点検(年4回)ごと検査合格の後、正当な請求のあった日から30日以内に支払う。

8 その他

本仕様に定めのない事項及び疑義がある場合は、双方協議の上決定する。

※ 小型吸収式冷温水発生機は、単体で冷凍能力が186Kw以下の製品である。

1 南台図書館設置機器概要

(1) 冷温水発生機 2基

方式 ガス焚二重効用吸収式
製造メーカー 矢崎総業（株）
型番 YCH-K15P
能力 15冷凍トン
設置場所 屋上

(2) 冷温水発生機関連設備

冷却塔 (1) に含む
冷温水ポンプ (1) に含む
冷却水ポンプ (1) に含む
膨張水槽 1基
方式 開放型
設置場所 屋上

(3) 室内空調関連設備（フィルター清掃のみ）

ファンコイルユニット 12台
吹出・吸込グリル 12台
空冷ヒートポンプエアコン 1台
全熱交換型換気設備 1台

2 江古田図書館設置機器概要

(1) 冷温水発生機 1基

方式 ガス焚二重効用吸収式
製造メーカー 矢崎総業（株）
型番 CH-K40U22
能力 40冷凍トン
設置場所 屋上

(2) 冷温水発生機関連設備

冷却塔 1基
製造メーカー 三菱電機（株）
型番 HT-50AQb
設置場所 屋上
冷温水ポンプ 1台
製造メーカー 65LPD52.2
型番 53.7E
設置場所 屋上

冷却水ポンプ 1 台

製造メーカー 80LPD53.7

型番 53.7E

設置場所 屋上

膨張水槽 1 基

方式 開放型

設置場所 屋上

(3) 室内空調関連設備（フィルター清掃のみ）

ファンコイルユニット 15 台

吹出・吸込グリル 18 台

空冷ヒートポンプエアコン 2 台

全熱交換型換気設備 5 台

7 上高田図書館小型吸収式冷温水発生機等保守点検業務委託

1 件名

上高田図書館小型吸収式冷温水発生機等保守点検業務委託

2 履行場所

上高田図書館 中野区上高田 5－30－15

3 点検回数及び点検実施日

定期点検 年4回

点検実施日は、中央図書館長が別に定める日とする。

4 一般事項

- | | |
|------------|--------|
| (1) 一般共通事項 | 別紙1 参照 |
| (2) 費用分担表 | 別紙1 参照 |
| (3) 写真撮影要領 | 別紙2 参照 |

5 機器概要

別紙3 参照

6 業務内容及び点検周期

前記5の設備機器について、共通仕様書(別紙—4)に基づき、保守点検業務を行うこと。

ただし、室内空調関連設備については、フィルター等の清掃を行うこと。

7 支払方法

点検(年4回)ごと検査合格の後、正当な請求のあった日から30日以内に当該分を支払う。

8 その他

本仕様に定めのない事項及び疑義がある場合は、双方協議の上決定する。

※小型吸収式冷温水発生機は、単体で冷凍能力が186Kw以下の製品である。

1 冷温水発生機 1基

方式	ガス焚二重効用吸収式
製造メーカー	三洋電機（株）
型番	S U W－V 5 0 W
能力	5 0 冷凍トン
設置場所	屋上

2 冷温水発生機関連設備

冷却塔 1基

製造メーカー	三洋電機（株）
型番	S C T－R 8 0 N L 特
設置場所	屋上

冷温水ポンプ 1台

製造メーカー	エバラ
型番	6 5 X 5 0 F S 4 J
設置場所	屋上

冷却水ポンプ 1台

製造メーカー	エバラ
型番	8 0 X 6 5 F S 4 J
設置場所	屋上

膨張水槽 1基

方式	開放型
設置場所	屋上

3 室内空調関連設備（フィルター清掃のみ）

ファンコイルユニット	3 1 台（床置 1 台、天井 3 0 台）
空冷ヒートポンプエアコン	3 台
全熱交換型換気設備	9 台

8 地域図書館昇降機設備保守点検業務委託

1 件名

地域図書館昇降機設備保守点検業務委託

2 履行場所

- | | |
|------------|----------------|
| (1) 南台図書館 | 中野区南台 3-26-18 |
| (2) 江古田図書館 | 中野区江古田 2-1-11 |
| (3) 上高田図書館 | 中野区上高田 5-30-15 |
| (4) 野方図書館 | 中野区野方 3-19-5 |

3 点検回数・契約種別及び点検実施日

点検回数 各館とも年間 12 回（フルメンテナンス契約）

ただし、定期点検のうち 1 回は建築基準法 12 条 4 項による定期検査とする。

点検実施日は、中央図書館長が別に定める日とする。

4 一般事項

- (1) 一般共通事項
- (2) 費用分担表
- (3) 写真撮影要領

5 設備機器概要

別紙-3 参照

6 業務内容及び点検周期

前記 5 の設備機器について、共通仕様書（別紙-4）に基づき、保守点検業務を行う。
こと。

★ 別紙 4 添付省略

7 支払方法

毎月末日以降、検査合格の後、正当な請求のあった日から 30 日以内に当該月分を支払う。

8 その他

本仕様に定めのない事項及び疑義がある場合は、双方協議の上決定する。

1 南台図書館設置エレベーター

(1) 機種及び台数

三菱電機株式会社製乗用エレベーター

ロープ式	1基
積載量	750kg
定員	11名
速度	45m/min
停止箇所	2箇所

平成20年10月設置

(2) 付加仕様

地震管制運転装置, 火災管制運転装置, 停電時自動着床装置, 音声合成装置,
車椅子仕様

2 江古田図書館設置エレベーター

(1) 機種及び台数

三菱電機株式会社製乗用エレベーター

ロープ式	1基
積載量	450kg
速度	45m/min
定員	6名
停止箇所	2箇所

平成29年10月設置

(2) 付加仕様

地震管制運転装置, 火災管制運転装置, 車椅子仕様

3 上高田図書館設置エレベーター

(1) 機種及び台数

日本オーチス・エレベーター株式会社製乗用エレベーター

油圧間接式	1基
積載量	750kg
速度	45m/min
定員	11名
停止箇所	2箇所

平成28年9月設置

(2) 付加仕様

停電時自動着床装置, 車椅子仕様

5 野方図書館設置エレベーター

(1) 機種及び台数

東芝エレベーター株式会社製乗用エレベーター

ロープ式 1基

積載量 750kg

速度 60m/min

定員 11名

停止箇所 3箇所

平成22年12月設置

(2) 付加仕様

地震管制運転装置, 火災管制運転装置, 停電時自動着床装置, 車椅子仕様

9 地域図書館の日常清掃業務委託

1 件名

地域図書館の日常清掃業務委託

2 履行場所

- | | |
|---------------|------------------|
| (1) 野方図書館 | 中野区野 方 3－1 9－5 |
| (2) 南台図書館 | 中野区南 台 3－2 6－1 8 |
| (3) 鷺宮図書館 | 中野区鷺 宮 3－2 2－5 |
| (4) 江古田図書館 | 中野区江古田 2－1－1 1 |
| (5) 上高田図書館 | 中野区上高田 5－3 0－1 5 |
| (6) みなみの小学校分室 | 中野区弥生町 4－2 7－1 1 |
| (7) 美鳩小学校分室 | 中野区大和町 4－2 6－5 |
| (8) 中野第一小学校分室 | 中野区本町 3－1 6－1 |

3 業務内容

委託業務の内容は、日常清掃業務とし内容の詳細については別紙 1 のとおりとする。

4 作業用器具及び消耗品の負担区分

業務遂行に関わる作業用器具及び消耗品（各種洗剤・薬品・ゴミ袋等）については、受託者が負担する。なお、業務遂行に関わる光熱水費については委託者が負担する。

5 その他

- (1) 委託業務の履行上、発生した損害は、すべて受託者が負担する。
- (2) 建物の機械警備に係る鍵の保管、施錠、機械のセット等を適切に行うこと。
- (3) 委託業務実施日は中央図書館長が別に定める日とする。
- (4) 受託者は、毎月作業完了後本委託業務に関する作業完了届を中央図書館長に提出すること。
- (5) 受託者は、本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、①都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号)他、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。また、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成 4 年法律第 70 号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
②区が取り組みを進めている電気自動車等の導入の趣旨に基づき、環境負荷の少ない自動車（電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリット車、ハイブリット車）

の利用に努めること。

(6) 本仕様書に特に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、双方協議のうえ行う。

1 清掃箇所及び清掃面積

図書館建物内及び敷地内並びに隣接する道路部分とする。

2 実施回数

週3回

3 作業時間

別紙2のとおりとする。

4 清掃箇所及び清掃方法

(1) 床（事務室及び電算室を除く）

自在帚・掃除機でくず、ほこり、髪の毛等を除去した後、モップで拭き掃除をする。

また、階段手すり部分は拭き掃除をする。玄関及びホール玄関マットは泥を払い、入口ドア及びガラス戸は拭き掃除をする。

(2) カウンター・テーブル・椅子・閲覧机・棚

窓際を含め、書架棚上やカラーボックス等のほこり、髪の毛等を除去した後、拭き掃除をする。

(3) 便所及び洗面所

便器・洗面器は洗剤等を使用し清掃する。ドアノブ、鏡及び壁面等は拭き掃除を行う。天井通気口の埃を除去する。液体せっけんの補充を行う。

床は自在帚等掃除機で紙くず、ほこり、髪の毛等を除去した後、モップで拭き掃除をする。汚物入れの汚物を処理し、洗剤等を使用し清掃する。

(4) 水飲み場・手洗い場（ウォータークーラーを含む）

水飲み場、手洗い場は洗剤等を使用し清掃する。ウォータークーラーの水飲み部分及び本体は、衛生を保つように適切な清掃をする。

(5) カーペット・畳

カーペットは掃除機を使って除塵する。畳は拭き掃除をする。

(6) ゴミの一時集積

各所に備え付けのゴミ入れ・灰皿等のゴミ並びに清掃作業で出たゴミをポリバケツに集積。

(7) 敷地内及び隣接する道路部分

非常階段、階段下、自転車置場、倉庫等の敷地内設備及び隣接道路等館周辺の掃

き掃除をする。

別紙2「中野図書館日常清掃勤務表」

	図書館名	就業時刻	勤務日	備考
1	野方図書館	火・土 8:30~12:30 木 8:30~10:30	火・木・土 10月第2火曜休館	会議室あり
2	南台図書館	8:30~11:00	月・水・土	
3	鷺宮図書館	8:30~11:00	月・水・金	
4	江古田図書館	8:30~11:00	火・木・土 10月第2火曜休館	
5	上高田図書館	8:30~10:30	月・水・金	
6	みなみの小学校分室	9:30~17:00 の間で2時間	火・木・土	
7	美鳩小学校分室	9:30~17:00 の間で2時間	火・木・土	
8	中野第一小学校分室	9:30~17:00 の間で2時間	火・木・土	

1 0 地域図書館消防設備保守点検業務委託

1 件名

地域図書館消防設備保守点検業務委託

2 履行場所

- (1) 野方図書館 中野区野方 3-19-5
- (2) 南台図書館 中野区南台 3-26-18
- (3) 江古田図書館 中野区江古田 2-1-11
- (4) 上高田図書館 中野区上高田 5-30-15

3 点検回数及び点検実施日

- (1) 機器点検
- (2) 総合点検 各館とも年間 2 回
各館とも年間 1 回 ((1)機器点検と併せて実施すること。)
点検実施日は、中央図書館長が別に定める日とする。

4 一般事項

- (1) 一般共通事項
- (2) 費用分担表
- (3) 写真撮影要領

5 対象消防設備機器概要

別紙-3 参照

6 業務内容(点検基準)

前記 5 の設備機器については、設備ごと消防法に基づき保守点検業務を行うこと。

7 支払方法

点検（年 2 回）ごと検査合格の後、正当な請求のあった日から 30 日以内に当該分を支払う。

8 その他

本仕様に定めのない事項及び疑義がある場合は、双方協議の上決定する。

1 野方図書館消防設備機器概要

(1) 消火器

消火器の種類	本数
粉末消火器（加圧式）10型	11本

(2) 自動火災報知設備

自動火災報知器種類	規格	台数・面数
受信機	P型2級 能美防災	1台
感知器	差動式 分布型	1面
感知器	差動式 スポット型	40台
感知器	定温式 スポット型	4台
感知器	煙式 スポット型（光電式・非蓄積）	5台
発信機		5台
音響装置		5台
表示灯		5台

(3) 誘導灯設備

誘導灯種類	台数	備考
A級		
B級		
C級		
標識版	15台	

(4) 非常放送設備（該当無し）

機器名称	規格又は形式	台数
増幅器		
スピーカー		
音量調整器		

(5) 屋内消火栓設備

機器名称	規格又は形式	台数
加圧送水装置（ポンプ）	エバラ 65BWFSU2（水中）	1 台
封鎖壁		1 台
消火栓	屋内	5 基
起動用スイッチ		5 個
音響装置		5 個
表示灯		5 個
呼水装置		

2 南台図書館消防設備機器概要

(1) 消火器

消火器の種類	本数
粉末消火器（加圧式） 10 型	6 本
強化液消火器 3 型	1 本

(2) 自動火災報知設備

自動火災報知器種類	規格	台数・面数
受信機	P 型 2 級 FAP217-61	1 台
感知器	差動式 スポット型	17 台
感知器	定温式 スポット型	1 台
感知器	煙式 スポット型 （イオン化式・非蓄積）	2 台
発信機		2 台
音響装置		2 台
表示灯		

(3) 誘導灯設備（該当無し）

誘導灯種類	台数	備考
A 級		
B 級		
C 級		
標識版		

(4) 非常放送設備（該当無し）

機器名称	規格又は形式	台数
増幅器		
スピーカー		
音量調整器		

(5) 屋内消火栓設備（該当無し）

機器名称	規格又は形式	台数
加圧送水装置（ポンプ）		
封鎖壁		
消火栓		
起動用スイッチ		
音響装置		
表示灯		
呼水装置		

3 江古田図書館消防設備機器概要

(1) 消火器

消火器の種類	本数
粉末消火器（加圧式）10型	7本
強化液消火器 3型	1本

(2) 自動火災報知設備

自動火災報知器種類	規格	台数・面数
受信機	P型1級 能美防災 FOS172	1台
感知器	差動式 スポット型	17台
感知器	定温式 スポット型	5台
感知器	煙式 スポット型（光電式・非蓄積）	4台
発信機		2台
音響装置		2台
表示灯		2台

(3) 誘導灯設備 (該当無し)

誘導灯種類	台数	備考
A級		
B級		
C級		
標識版		

(4) 非常放送設備 (該当無し)

機器名称	規格又は形式	台数
増幅器		
スピーカー		
音量調整器		

(5) 屋内消火栓設備 (該当無し)

機器名称	規格又は形式	台数
加圧送水装置 (ポンプ)		
封鎖壁		
消火栓		
起動用スイッチ		
音響装置		
表示灯		
呼水装置		

4 上高田図書館消防設備機器概要

(1) 消火器

消火器の種類	本数
粉末消火器 (加圧式) 10型	16本
強化液消火器 3型	2本

(2) 自動火災報知設備

自動火災報知器種類	規格	台数・面数
受信機	P型1級 松下電工 (株)	1台
感知器	差動式 スポット型	19台
感知器	定温式 スポット型	8台

感知器	煙式 スポット型（光電式・非蓄積）	19台
発信機		4台
音響装置		5台
表示灯		4台
副受信機		1台

（３）誘導灯設備（該当無し）

誘導灯種類	台数	備考
A級		
B級		
C級	12台	
標識版		
階段通路灯	5台	

（４）非常放送設備（該当無し）

機器名称	規格又は形式	台数
増幅器		
スピーカー		
音量調整器		

（５）屋内消火栓設備（該当無し）

機器名称	規格又は形式	台数
加圧送水装置（ポンプ）		
封鎖壁		
消火栓		
起動用スイッチ		
音響装置		
表示灯		
呼水装置		

1 1 野方図書館空調機器保守点検業務委託

1 件 名

野方図書館空調機器保守点検業務委託

2 履行場所

野方図書館 中野区野方3-19-5

3 点検回数及び点検実施日

定期点検 年4回（詳細は次項7のとおり）

点検実施日は、中央図書館長が別に定める日とする。

4 一般事項

（1）一般共通事項

（2）費用分担表

（3）写真撮影要領

5 機器概要

別紙3参照

6 業務内容及び点検周期

前記5の設備機器について、共通仕様書（別紙-4）に基づき、保守点検業務を行うこと。

ただし、当該施設に設置していない機器の点検項目は、これを除くものとする。

★ 別紙4添付省略

7 支払方法

点検（年4回）ごと検査合格の後、正当な請求のあった日から30日以内に当該分を支払う。

8 その他

本仕様に定めのない事項及び疑義がある場合は、双方協議の上決定する。

1 ガスヒートポンプエアコン(GHP)

- ・ 1階及び3階会議室 5 系統(屋外機：屋上)

屋内機 (天井カセット型 4 方向噴出)	4 台
天吊型	2 台
外気処理 (1 階機械室)	1 台
- ・ 2階系統(屋外機：屋上)

屋内機 天吊型	5 台
壁掛型	2 台
外気処理 (2 階機械室)	1 台
- ・ 1階保存庫

屋内機 (天井カセット型)	2 台
---------------	-----

2 電気ヒートポンプパッケージエアコン(EHP)

- | | |
|---------|-----|
| 屋内機 天吊型 | 8 台 |
| 壁掛型 | 2 台 |

3 ルームエアコン

- | | |
|---------|-----|
| 屋内機 壁掛型 | 4 台 |
|---------|-----|

4 ガスFF暖房機 1 台

5 全熱交換型換気扇(ロスナイ) 9 台

1 2 中野区立図書館廃棄物処理委託（単価契約）

1 件名

中野区立図書館廃棄物処理委託（単価契約）

2 回収場所

中野区立野方図書館	中野区野方 3-19-5	TEL03-3389-0214
中野区立南台図書館	中野区南台 3-26-18	TEL03-3380-2661
中野区立鷺宮図書館	中野区鷺宮 3-22-5	TEL03-3337-7397
中野区立江古田図書館	中野区江古田 2-1-11	TEL03-3319-9301
中野区立上高田図書館	中野区上高田 5-30-15	TEL03-3319-5411

3 予定排出量

- (1) 一般廃棄物（紙くず、茶芥、木くずなど燃やすごみ） 4,500 kg／年
(2) 産業廃棄物（ビニール、プラスチックなど燃やさないごみ） 1,200 kg／年

《施設ごとの予定排出量》

施設名	一般廃棄物	産業廃棄物
中野区立野方図書館	765 kg	145 kg
中野区立南台図書館	900 kg	145 kg
中野区立鷺宮図書館	750 kg	135 kg
中野区立江古田図書館	450 kg	170 kg
中野区立上高田図書館	630 kg	110 kg
合計	4,500 kg	1,200 kg

4 回収頻度

- (1) 一般廃棄物（燃やすごみ）

区内を毎日巡回することで、各施設週 2 回以上（日・祝と 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く）収集することを原則とする。

- (2) 産業廃棄物（燃やさないごみ）

区内を毎日巡回することで、各施設週 1 回以上（土・日・祝と 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く）収集することを原則とする。

5 回収方法

- (1) あらかじめ区と協議のうえ、回収曜日、回収ルート、回収時間（スクールゾーン規制の時間帯を除く）を決める。

- (2) 施設ごとに定めた回収場所から回収する。
- (3) 回収時に収集作業員と排出施設が廃棄物重量を確認し、同内容の廃棄物排出伝票を相互に保管するものとする。

6 実績報告

受託者は、上記5．回収方法の(3)に定める廃棄物排出伝票を基に、排出施設ごとの実績報告を月毎に作成、実績報告に基づき請求を行う。

7 支払い

区は、実績報告などの検査を行い、各月毎に回収量に従った実績払いを行う。

8 その他

- (1) 契約単価には、処理施設への持ち込み手数料など最終処分経費を含むものとし、契約期間中に東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理手数料の改定が行われた場合は、別途協議する。
- (2) 回収にあたって、近隣住民に迷惑をかけないように十分配慮すること。
- (3) 区が本委託業務に関する情報提供を求めた場合、受託者は速やかに応じること。
- (4) 受託者は、中野区の一般廃棄物処理業の許可を受けていること。
- (5) 受託者は、東京都の産業廃棄物処理業の許可を受けていること。
- (6) 受託者は、法令を遵守しなければならない。
- (7) 受託者は、本業務履行中に知りえた事項を区の許可なく公表し、または利用してはならない。
- (8) 受託者は、本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、①都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)他、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。また、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
②区が取り組みを進めている電気自動車等の導入の趣旨に基づき、環境負荷の少ない自動車(電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリット車、ハイブリット車)の利用に努めること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項は、区と受託者の協議のうえ定めるものとする。

1 3 区立上高田図書館等の自動ドア定期保守点検業務委託

1 件名

区立上高田図書館等の自動ドア定期保守点検業務委託

2 履行場所

- (1) 上高田図書館 中野区上高田 5-30-15
- (2) 野方図書館 中野区野方 3-19-5
- (3) 江古田図書館 中野区江古田 2-1-11

3 点検回数及び点検実施日

点検回数は2回とし、点検実施日は中央図書館長が別に定める日とする。

4 一般事項

- (1) 一般共通事項
- (2) 費用分担表
- (3) 写真撮影要領

5 機器概要及び点検資格

別紙—3 参照

6 業務内容及び点検周期

前記5の設備機器について、共通仕様書（別紙—4）に基づき、保守点検業務を行うこと。

★ 別紙4 添付省略

7 支払方法

各回検査合格の後、正当な請求のあった日から30日以内に当該分を支払う。

8 その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義がある場合は、双方協議の上決定する。

別紙3 「機器概要」

館名	設置場所	機種	引分・片引	センサー及び個数	安全光線	安全対策	点検資格
野方 図書館	正面玄関 外扉	フルテック	引分	内 無目付け 1	2 光線	H-94×2	自動ドア施工技能士の資格を有するものを行う
				外 無目付け 1		H-94×2	
	正面玄関 内側左	フルテック	片引	内 無目付け 1	2 光線	—	
				外 無目付け 1		—	
	正面玄関 内側右	フルテック	片引	内 無目付け 1	2 光線	H-98	
				外 無目付け 1		H-98	
江古田 図書館	1 階トイレ	テラオカ	片引	内 押しボタン	1 光線	—	
				内 押しボタン		—	
上高田 図書館	正面玄関 外側	テラオカ	引分	内 天井付け 1	2 光線	H-94×2	
				外 無目付け 1		H-98	
	正面玄関 内側	テラオカ	引分	内 天井付け 1	2 光線	H-98	
				外 天井付け 1		H-94×2	

1 4 地域図書館の定期清掃・消毒業務委託

1 件名

地域図書館の定期清掃・消毒業務委託

2 履行場所

- | | |
|---------------|------------------|
| (1) 野方図書館 | 中野区野 方 3－1 9－5 |
| (2) 南台図書館 | 中野区南 台 3－2 6－1 8 |
| (3) 鷺宮図書館 | 中野区鷺 宮 3－2 2－5 |
| (4) 江古田図書館 | 中野区江古田 2－1－1 1 |
| (5) 上高田図書館 | 中野区上高田 5－3 0－1 5 |
| (6) みなみの小学校分室 | 中野区弥生町 4－2 7－1 1 |
| (7) 美鳩小学校分室 | 中野区大和町 4－2 6－5 |
| (8) 中野第一小学校分室 | 中野区本町 3－1 6－1 |

3 業務内容

委託業務の内容は、定期清掃業務と館内消毒業務とし、内容の詳細については、別紙 1 のとおりとする。

4 作業用器具及び消耗品の負担区分

業務遂行に関わる作業用器具及び消耗品（各種洗剤・薬品・ゴミ袋等）については、受託者が負担する。

なお、業務遂行に関わる光熱水費については委託者が負担する。

5 支払方法

毎月末日以降検査合格後、正当な請求のあった日から 3 0 日以内に当該月分を支払う。

6 その他

- (1) 委託業務の履行上、発生した損害は、すべて受託者が負担する。
- (2) 建物の機械警備に係る鍵の保管、施錠、機械のセット等を適切に行うこと。
- (3) 委託業務実施日は中央図書館長が別に定める日とする。
- (4) 受託者は、毎月作業完了後本委託業務に関する作業完了届を、また、消毒作業を実施した場合は、薬剤散布報告書を中央図書館長に提出すること。
- (5) 受託者は、本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、①

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号)他、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。また、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成 4 年法律第 70 号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

②区が取り組みを進めている電気自動車等の導入の趣旨に基づき、環境負荷の少ない自動車(電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリット車、ハイブリット車)の利用に努めること。

(6) 本仕様書に特に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、双方協議のうえ行う。

< I. 定期清掃業務 >

1 清掃箇所及び清掃面積

図書館建物部分（詳細は、別紙2のとおり）

★ 別紙2 添付省略

2 実施回数

年4回（実施日は、別紙3のとおり）

★ 別紙3 添付省略

3 作業時間

	図書館名	作業時刻
1	野方図書館	午前8時30分～午後5時までの間に実施する。
2	南台図書館	
3	鷺宮図書館	
4	江古田図書館	
5	上高田図書館	
6	みなみの小学校分室	午前9時00分～午後5時までの間に実施する。
7	美鳩小学校分室	
8	中野第一小学校分室	

4 清掃箇所及び清掃方法

(1) 床面及び階段部分

洗浄可能な床面は、洗浄剤、ポリッシャーを使用して汚れを除去し、乾燥後にワックスで艶出しをする。カーペット部分は、真空掃除機を使用し、入念に清掃する。フロアカーペットは可能な限り、洗浄剤、ポリッシャーを使用して汚れを除去し、十分乾燥させる。

(2) 閲覧室・書庫・児童室書架及び雑誌架等

新聞棚及び書架・雑誌架は、水拭き・から拭きをする。

また、各書架に配架されている図書のほこりを小型掃除機で清掃する。

(3) 畳

掃除機を使って除塵して雑巾がけの後、から拭きする。

(4) 便所・洗面所及び手洗い場

便器は薬品を用いて清掃し、流量に注意して悪臭が発生しないようにする。

洗浄可能な床面は、洗浄剤とポリッシャーで洗浄し汚れを除去する。ワックスがけが必要な床面はワックスを塗布して磨きあげる。洗面所の洗面器、手洗い場も洗剤を使用し洗浄する。

鏡部分は、から拭きし磨きあげる。

(5) 玄関及び各室ドア（便所ドアを含む）・図書館内の鏡

専用洗剤を用いてガラス等汚れている部分を拭き掃除し、金属部分も磨く。

(6) 窓ガラス

ガラス面は、ガラス専用洗剤で汚れを落とした後、から拭きする。窓枠及び敷居部分のほこり・ゴミを取り除き、適切なクリーナーを使用し汚れを落とす。建物の機械警備のセンサーが各部分に取り付けてあるため、作業にあたっては、十分注意すること。

(6) ブラインドの清掃

ほこり・ゴミを取り除き、フラワークリーンを用いて汚れを落とす。

(7) 照明器具（反射板・カバーを含む）

蛍光管については器具より取り外し、適正 洗剤を用いて汚れを落とし水拭きする。ただし、切れている蛍光管（閲覧室斜天井・階段室天井等を含む）は、すべて新しいものと取り替える。取り替えた蛍光管は、指定した場所に保管する。

(9) 換気扇

換気扇の器具よりファンを取り外し、適正洗剤を用いて汚れを落とし水拭きをするとともに、機器の汚れを取り除く。

(10) 壁及び天井

各室・書庫・ロビー・階段・便所等の天井のすす払い・壁面清掃を行う。

その際、天井に取り付けてある火災感知器・スピーカー等に十分注意すること。

(11) 雨どい清掃（上高田図書館・野方図書館）

雨どい及びその排水部分のゴミ・土埃等を取り除く。特に汚れのひどい箇所は、ブラシ等により水洗いをする。なお、高所での作業となるので安全には特に注意すること。

<Ⅱ. 館内消毒業務>

1 消毒の範囲

(1) 野方図書館 1, 451 m²（3階会議室6・7内水屋を除く館内全て）

- (2) 南台図書館 5 5 7 m² (図書館建物内全て)
- (3) 鷺宮図書館 5 4 0 m² (4 階～6 階図書館部分全て)
- (4) 江古田図書館 7 1 6 m² (図書館建物内全て)
- (5) 上高田図書館 7 7 5 m² (児童館を除く図書館部分全て)
- (6) みなみの小学校分室 1 9 8 m² (公共図書館部分全て)
- (7) 美鳩小学校分室 1 4 8 m² (公共図書館部分全て)
- (8) 中野第一小学校分室 1 3 2 m² (公共図書館部分全て)

2 実施回数

年 2 回 (実施日は、別紙 3 のとおり)

★ 別紙 3 添付省略

3 作業時間

	図書館名	作業時刻
1	野方図書館	午前 8 時 3 0 分～午後 5 時までの間に実施する。
2	南台図書館	
3	鷺宮図書館	
4	江古田図書館	
5	上高田図書館	
6	みなみの小学校分室	午前 9 時 0 0 分～午後 5 時までの間に実施する。
7	美鳩小学校分室	
8	中野第一小学校分室	

4 使用薬品 殺虫剤、殺菌剤

ア ビナミン又はスミスリン乳剤。

イ オルソ剤又はベンザルコニューム殺菌剤。

なお、「内分泌かく乱作用を有すると疑われる化学物質 (環境ホルモン)」を含む薬剤は使用しないこと。

5 実施方法

上記薬剤を乳剤の場合、水にて 1 0 倍に希釈して噴霧状にて天井・壁面・戸棚等に立体的に吹き付け、又は塗布する。

<Ⅲ. 特別清掃業務 >

1 清掃箇所及び清掃面積

図書館建物部分

2 実施回数

年1～2回、双方協議のうえ行う。

3 作業時間

午前8時30分（分室は9時00分）～午後5時までの間に実施する。

4 清掃箇所及び清掃方法

（1）屋上床面（南台図書館）

屋上部分（通用口から階段部分のスペース）の床面のカビや石膏、黒錆、赤錆をブラシ等で除去し、水濡れによる滑りを防止する。

（2）野方図書館2階エアコン

① 実施回数

5年に1回程度

② GHP室内機分解洗浄

エアコン室内機を分解して、高圧洗浄機で専用洗浄液を用いて、ファンモータ、ドレンパン等を洗浄する。

（3）その他

臨時的に発生する事象 については、清掃箇所及び清掃方法を双方協議のうえ行う。

15 16 ミリ映写機点検委託

1 件名

16 ミリ映写機点検委託

2 履行場所

中央図書館 中野区中野2-9-7

3 点検機械一覧

	機種・形式	台数	電話番号	担当
1	北辰SC-10	3台	03-5340-5065	山本

4 点検内容

	項目	内容
1	外観検査	(1) 手入れ・注油状況 (2) 各ローラー (3) 映写窓部 (4) プレッシャープレートの圧力 (5) スプロケット部 (6) 映写ランプ・エキサイタランプ
2	生フィルムによる検査	(1) フィルムの巻取り力 (2) フィルムの損傷検査
3	テストフィルムによる検査	(1) 画面の流れ (2) 画面の動揺 (3) フィルムの給送状態 (4) 音声出力・温室

5 点検回数

年1回

実施時期については、中野区立図書館指定管理者より指示する。

6 その他

点検後、不良のあった箇所については別途修理を依頼する。

不明な点は、中央図書館担当者まで問い合わせをする。

1 6 江古田図書館他4館の樹木剪定

1 件名

江古田図書館他4館の樹木剪定

2 対象施設

江古田図書館 中野区江古田2-1-11

南台図書館 中野区南台3-26-18

野方図書館 中野区野方3-19-5

上高田図書館 中野区上高田5-30-15

3 委託期間

20 年7月末日から20 年10月末日まで

4 作業内容

- (1) 作業にあたっては、事前に中野区立図書館指定管理者(以下、指定管理者)と打ち合わせを行うこと。
- (2) 作業日程、作業箇所については、指定管理者より指示する。
- (3) 対象樹木、適用工種等については、常葉樹基本剪定、落葉樹基本剪定、針葉樹基本剪定、常葉樹軽剪定を作業内容とする。(詳細は別添 剪定対象一覧のとおり)
- (4) 作業の前、後は指定管理者に報告し、適時確認を受けること。
- (5) 作業前に受託者は、作業に係る範囲をカラーコーン等で囲むなど安全対策には万全を図ること。
- (6) 作業中受託者は、施設近隣関係者に迷惑がかからぬように十分注意すること。
又、チェーンソー等騒音の出る工具を用いる場合は、近隣住民に迷惑がかからぬように特に気を付けること。
- (7) 高木の剪定作業を行った時には、必要に応じて切り口に癒合剤を塗布すること。
- (8) 除草費用に処分代金を含めるものとする。
- (9) その他、特に定めのない事項、及び作業・剪定方法等に疑義が生じた場合については、指定管理者及び受託者双方で協議のうえ、定めるものとする。

5 支払い方法

作業が完了し、検査合格の後、正当な請求のあった日から30日以内に支払うも

のとする。

6 一般事項

- (1) 中野区はエコオフィス活動を中心とした、中野区環境マネジメント行動システム指針を掲げ、組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。

この取組みには請負者の協力が不可欠であり、受託関係者の業務管理や施工管理などに当たっては、本制度の趣旨の理解に努め、地球環境保全に十分配慮するものとする。

- (2) 作業に要する器材及び消耗品等は、受託者の負担とする。
- (3) 除草費用は処分代を含むものとする。
- (4) 作業に係る事故の損害は、すべて受託者の負担とする。なお、事故が発生したときは、直ちに指定管理者に連絡すること。
- (5) 受託者は、作業完了後、速やかに完了報告書を整え、指定管理者に提出すること。

7 ディーゼル車規制

受託者は、本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、①都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)他、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。また、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

②区が取り組みを進めている電気自動車等の導入の趣旨に基づき、環境負荷の少ない自動車(電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリット車、ハイブリット車)の利用に努めること。

8 反社会的勢力と絶縁の保障

指定管理者は、次の各号に定める事項に違反した時は、催告することなく本契約を解除できる。この場合、解除により指定管理者に損害が発生した場合は、損害賠償を請求できるものとする。

- (1) 自らが暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、関係者、その他社会的勢力(以下反社会的勢力という。)でないこと、または反社会勢力でなかったこと。
- (2) 反社会的勢力から直接や間接を問わず、かつ名目の如何を問わず、資本・資金を導入し資本・資金上の関係の構築を行っていないこと、および今後行う予定が

ないこと。

- (3) 反社会的勢力に対して、直接や間接を問わず、かつ名目の如何を問わず、資金提供を行っていないこと、および今後も行いう予定がないこと。
- (4) 反社会的勢力に属するもの、およびそれらと親しい間柄の者を発注者または受注者の役員等を選任していないこと、または従業員として雇用していないこと。
- (5) 反社会的勢力が、直接や間接を問わず経営に関与していないこと。

別添 剪定対象一覧

図書館名	名称	規格	数量	単位
(1) 江古田図書館	シイノキ・タイサンボク他	C 0.5 m～	6	本
	キンモクセイ	H 4.0 m内外	3	本
	ハナミズキ・カキ他	H 3.5 m内外	6	本
	サザンカ他	H 1.5 m	3	本
	低木刈込み	H 0.6 m	13	m ²
	除草及びアイビー刈込み※	全面	1	式
(2) 南台図書館	ヤマモモ	H 5.0 m	1	本
	ネズミモチ	H 5.0 m	1	本
	トメネコ	H 1.8 m	2	本
	サワラ他	H 3.0 m～5.0 m	3	本
	サンゴジュ他	H 1.8 m	1	式
	低木刈込み		1	式
	除草及び害虫駆除※		1	式
(3) 野方図書館	ヒマラヤスギ	H 5.0 m	5	本
	キャラボク	H 4.0 m	1	本
	クワ	H 4.5 m	1	本
	サクラ	H 5.0 m	1	本
	ユズ他		1	式
	低木刈込み	H 1.5 m	13	m ²
	除草※		1	式
(4) 上高田図書館	サクラ	H 15.0 m	1	本
	アメリカハナミズキ	H 5.0 m C 0.3 m	1	本
	シイノキ	H 3.5 m	2	本
	シラカシ	H 7.0 m C 0.6 m	1	本
	クスノキ	H 7.0 m C 0.7 m	1	本
	キンモクセイ	H 4.0 m	1	本
	カイヅカイブキ	H 3.5 m	1	本
	低木刈込み	H 1.6 m	15	m ²

	キンモクセイ・サワラ	H 3.0 m	14	本
	ムクノキ	H 1.8 m	1	本
	ピラカンサ	H 0.5 m	1	本
	害虫駆除		1	式

※除草費用は処分代を含むものとする。